

地域文化教育学会会則

制定 2011年10月1日

施行 2011年10月1日

- 第1条 名称) 本会を「地域文化教育学会」と称し、英語名を (Association for Regional Education and Culture [略称 AREC]) とする。
- 第2条 (目的) 本会は会員をもって構成し、地域研究、地域文化、異文化研究、教育分野および関連分野を含む研究・教育・実践における相互啓発および相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 (事務局) 事務局は、青森公立大学内におく。
- 第4条 (活動) 本会は第2条の目的達成のために、次の諸活動を行う。
1. 年次大会・総会の開催
 2. 学会誌および各種出版物の発行
 3. 研究会、ワークショップ、講演会、講習会などの開催
 4. その他本学会の目的達成のために必要な活動
- 第5条 (会員) 本会は、個人会員、学生会員、団体会員、賛助会員、名誉会員をもって構成する。
1. 会員資格は内規に定める。
 2. 会費は内規に定める。
 3. 本会に会員として入会を希望する者は、会員2名の推薦をもって理事会に申し込み、承認を得なければならない。
 4. 退会希望者は書面により、理事会に申し出なければならない。
 5. 会費を2年以上滞納した者は、その翌年度から会員資格を失う。
- 第6条 (役員) 本会には次の役員を置く。
1. 会長 1名 (任期は原則として4年とし、再任を妨げない。)
 2. 副会長 2名 (会長が委嘱する。任期は会長に準ずる。)
 3. 理事 若干名 (会長が委嘱する。任期は会長に準ずる。)
 4. 事務局長 1名 (会長が委嘱する。任期は会長に準ずる。)
 5. 幹事 若干名 (会長が委嘱する。任期は会長に準ずる。)
 6. 学会機関紙等編集委員 若干名
 7. 会計監事 2名

第7条（理事会） 理事会は会長がその必要を認めたとき、または理事の半数以上の要請があるとき、開催する。

1. 理事会の定足数は、理事の2分の1以上とする。
2. 理事会の決定は、出席した理事の過半数により決する。
3. 理事会の出席は委任状をもって、代えることができる。
4. 理事会は必要に応じて、第6条に定めた以外の役員、委員会等を置くことができる。

第8条（会長） 会長は、理事会の互選によって選出された会長候補者が、総会で承認されることによって選出される。会長は、本会を代表し、会務を総括し、かつ理事会を招集し、これを主催する。

第9条（副会長） 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する。

第10条（事務局長・幹事） 事務局長は本会の会計、その他本会の活動にかかわる業務を総覧する。幹事は事務局長を補佐する。

第11条（会計監事） 会計監事は本会の会計を監査する。

第12条（総会） 総会は毎年1回行う。

1. 理事長が必要と認めたとき、あるいは理事の半数以上の要請があるときは臨時総会を行う。
2. 総会は、理事会が必要と認めた本会の活動にかかわる重要事項を審議する。総会の議長は、会長が務める。
3. 総会の決定は、出席する会員の過半数により決する。
4. 総会の出席は委任状をもって、代えることができる。

第13条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14条（会則変更） 本会則の変更は、会員が構成する総会の議を経て行う。

付則 1 本会則は2011年10月1日より実施する。

- 2 第8条の規定に関わらず、最初の会長は発起人代表とする。

地域文化教育学会 学会機関誌 投稿規定

- 第1条 本規定は地域文化教育学会（以下 AREC）機関誌への投稿に関して定めたものである。
- 第2条 本誌は地域文化教育学会の機関誌として毎年少なくとも1回発行される。但し掲載論文の数、その他事由によって、理事会の承認を得て発行を調整することがある。
- 第3条 本誌へ投稿できるものは、本会会員であり、投稿時年度の会費を納入済みでなければならない。
- 第4条 投稿できる研究論文および実践報告は未公開のものに限る。
- 第5条 本誌へ投稿を希望する者は毎年定められた投稿期日までに投稿を申込まなければならない。
- 第6条 投稿する原稿は、以下の、本会で定める様式に従って執筆しなければならない。
- 1) 和文・英文とも横書きとし、A4 縦白色の用紙に、天地左右の余白をそれぞれ3センチとする。使用する書体は、原則として和文の場合「明朝体」、英文の場合「Times New Roman」とする。文字の大きさは和文の場合 10.5 ポイント、英文の場合 12 ポイントとし、1 ページの行数を 35 行とする。和文の場合は 1 行 40 字とする。原稿は 20 枚以内とする。
 - 2) 投稿原稿の書式は、APA スタイル（最新版）に従うこととする。
 - 3) 日本文の場合は 200 語以内の英文要約を付ける。英文の場合は 400 文字以内の日本語要約を付けるものとする。
- 第7条 投稿者は毎年定められた投稿期日までに、本会で定める様式に従い原稿を提出しなければならない。提出原稿は MS Word 形式、 および PDF 形式で保存した 2 つのファイルを提出する。その際には、別途定める投稿料を収めるものとする。
- 第8条 投稿原稿は学会機関紙等編集委員会で推薦された査読委員の査読を経て、編集委員会において掲載可否が決定される。
- 編集委員会は査読審査の結果に基づき、投稿原稿の修正を投稿者に求めることができる。また、必要に応じて投稿原稿に一部修正を加えることができる。
- 第9条 審査結果は原則として、本会の決める期日までに編集委員会事務局より執筆者あるいは執筆代表者に通知する。
- 編集委員会によって修正を求められた場合、あるいは再審査と判断された場合は、所定の期日までに修正原稿を提出しなければならない。その際、査読担当者から

のコメントへの対応を列挙したものを合わせて提出する。

第 10 条 本誌に掲載された論文等の著作権は、原則として、その副次的使用権を含め、全て本会が所有する。本誌に掲載された論文等を、本会の許可なく無断で複製あるいは転載することはできない。複製あるいは転載する場合は、本会の用意する書式に従って申請を行わなければならない。但し、投稿者自身が使用する場合はこの限りではない。

第 11 条 掲載論文の投稿者には、掲載版 PDF 原稿を贈呈する。抜き刷りが必要な場合は執筆者の負担とする。

第 12 条 印刷に際し特別に費用を要する原稿については、執筆者の負担とする。

第 13 条 投稿に関する通信は全て編集委員会事務局あてとする。

第 14 条 本規定の変更は、編集委員会の議決を経た後、理事会の承認を得なければならない。

会費に関する内規

本会の会員は次の各項にあげる者をもって有資格者とする。

1. 個人会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人（年会費 3,000 円）
2. 学生会員 大学院研究科在学生（年会費 1,000 円）
3. 団体会員 本会の趣旨に賛同し、個人以外の名義で入会した機関等（年会費 5,000 円）
4. 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した企業など（年会費 20,000 円）
5. 名誉会員 本会に特に功労があり、理事会が推薦し、総会が承認した個人